正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十四年四月一日（号外第六十七号）海上保安庁告示第百五号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
三六	三	二	二三三―二四―二三三―二四―三	二三三―二四―二三三―二四―三
平成二十五年三月七日海上保安庁告示第五十七号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
八	一	二～四	地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル	地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで二二メートル
令和三年八月五日（号外第百八十一号）海上保安庁告示第三十一号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
一八	四	一四	伊良湖岬	伊良湖
令和六年七月五日海上保安庁告示第三十六号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				
五	一	四	緑色	白色
令和六年八月二十七日海上保安庁告示第四十一号（航路標識に関する件）（原稿誤り）				

五ページ二段一行目「消灯」は「欠射」の誤り。

同ページ四段終りから二二行目の次に次を加える。

平均水面上から灯火まで二三メートル

六ページ一段七行目の次に次を加える。

変更した事項　一時撤去中のところ復旧

変更年月日　令和六年七月十八日

同ページ四段終りから一一行目「一時変更中」は「一時光度等変更中」の誤り。